

	原告		被告乙1・乙2	原告		
	記述(甲7・乙1論文A)	摘示事実又は意見論評				
(1)「過去、現在、未来にわたって日本国と日本人の名誉を著しく傷つける彼らの宣伝」しかし、日本人による「従軍慰安婦」捏造記事がそもそも出発点となっている。日本を怨み、憎んでいるかのような、日本人によるその捏造記事はどんなものだったのか。aは91年8月11日、大阪aの社会一面に「思い出すと今も涙、元朝鮮人従軍慰安婦を韓国に団体聞き取り」の見出しで報じた。原告氏の署名入り記事である。(甲7、40頁下段)	かかる記述を、被告乙1が署名したジャーナリストであり、ホームページ上で、從前から、日本が「従軍慰安婦」を強制連行した事実ではないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。	事実に基づく報道を使ふとするジャーナリストが、その職業倫理に反して、意図的に虚偽の事実を報道したとの印象を読者に与えるものである。	記述(1)は、原告及びa新聞社の記事の影響が、日本と韓国との国家間の信頼関係を破壊していることや、日本国民の祖父母の名誉が汚されていることから、その回復のために原告が本件記事Aを執筆し、その中で、「日中戦争や第二次世界大戦の際『女子挺身隊』の名で戦争に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち一人がソウル市内に生存していることがわかった」との内容で両者を結び付ける虚偽報道を行ったこと、原告が韓国語ができるところからeに対する取材を録音したテープの内容を自ら理解し、eの事業が身売り事業であることを理解できたはずであるのに虚偽報道をしたことを前提事実として、その後の原告自身やa新聞社のe及び「従軍慰安婦」についての報道姿勢を問うために「捏造」との表現を使用したのであって、評価や論評にはかならない。	記述(1)は、原告及びa新聞社の記事の影響が、日本と韓国との国家間の信頼関係を破壊していることや、日本国民の祖父母の名誉が汚されていることから、その回復のために原告が本件記事Aを執筆し、その中で、「日中戦争や第二次世界大戦の際『女子挺身隊』の名で戦争に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち一人がソウル市内に生存していることがわかった」との内容で両者を結び付ける虚偽報道を行ったこと、原告が韓国語ができるところからeに対する取材を録音したテープの内容を自ら理解し、eの事業が身売り事業であることを理解できたはずであるのに虚偽報道をしたことを前提事実として、その後の原告自身やa新聞社のe及び「従軍慰安婦」についての報道姿勢を問うために「捏造」との表現を使用したのであって、評価や論評にはかならない。	ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。	イ また、被告乙1が、原告が本件記事A及び本件記事Bを執筆した平成3年当時の日本における新聞記事や、e氏が初めて被害を名乗り出た頃の韓国国内の報道を確認なし調査をすれば、「挺身隊」の用語が「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いられたことは、容易に判明したはずである。
「原告氏は、彼女が継父によって人身売買されたという重要な点を報じなかつただけなく、慰安婦とは何の関係もない『女子挺身隊』と結びつけて報じた。」(甲7、41頁中段)	①原告が、本件記事Aにおいて、元朝鮮人従軍慰安婦(e氏)を女子挺身隊として戦場に連行された従軍慰安婦の女性として報道した」との事実の摘示。	②原告が、本件記事Aにおいて、慰安婦と女子挺身隊は無関係の制度であることを承認しながら、あえて両者を結びつけて報じた」との事実の摘示。	③原告が本件記事Aで報じた女性(e氏)が継父によって人身売買された女性であることを承認しながら、あえてそのことを隠して報道した」との事実の摘示。	①原告が、本件記事Aにおいて、元朝鮮人従軍慰安婦(e氏)を女子挺身隊として戦場に連行された従軍慰安婦の女性として報道した」との事実の摘示。	②原告が、本件記事Aにおいて、慰安婦と女子挺身隊は無関係の制度であることを承認しながら、あえて両者を結びつけて報じた」との事実の摘示。	③原告が本件記事Aで報じた女性(e氏)が継父によって人身売買された女性であることを承認しながら、あえてそのことを隠して報道した」との事実の摘示。
「原告氏は韓国語もできて、eさんがどういう経緯で身売りされたかを知っているはずですが、その最重要的事柄を書かなかった。」(甲7、41頁中段)						

	原告		被告乙1・乙2		原告	
	記述(甲7・乙1論文ア)	摘要事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	被告乙1・乙2の主張に対する反論
(2)「原告記者が、真実を隠して捏造記事を報じたのは、義母の訴訟を支援する目的だったと言われても弁明できないであろう。(甲7、41頁下段)	原告が本件記事Aを執筆した動機は、義母の訴訟を支援する目的にあったとの事実の摘要。	原告が、新聞という公器を利用して義母の利益を図るために報道を行ったとの印象を与える。原告の社会的評価を低下させる。	記述(2)は、前述のとおり、本件記事Aが事実に反することに加え、原告の義母が韓国人であり、日本政府を相手取って裁判を起こしたfの常任理事であったという事実を前提に、「原告が事実に反する本件記事Aを執筆した動機には、義母の訴訟を支援する目的が含まれていたと第三者が受け止め、その理解に従つた言動がなされてもおかしくはない」という評価を明らかにしたものに過ぎない。	原告及びa新聞社の記事の影響が、日本と韓国との国家間の信頼関係を破壊し続けていることや、日本国民の祖父母の名誉が汚されていることから、その回復のために原告及びa新聞社の反省と行動を求めるという公共目的があつてされたものであり、何ら私的な怨念や感情に基づいたり、ことさら攻撃を意図するものでもなければ、論評の域を逸脱するようなものでもない。また、被告乙2の主張する論評の前提事実は真実であるか、そう信じるについて相当の理由があった。	原告が、本件記事Aを執筆した動機が義母の訴訟を支援する目的にあったとの事実が真実ではないこと、被告乙1において、そのように信ずることについて相当な理由があるともいえないことについては、記述(1)において主張したとおりである。	その前提事実は、記述(1)と同様であり、それらがいずれも真実であることは前述のとおりである。
(3)「氏の捏造記事を、a新聞は訂正もせずに大々的に紙面化した。」(甲7、41頁下段)	記述(1)及び(2)と同じ。	記述(1)及び(2)と同じ。	記述(1)と同じ。	記述(1)と同じ。	記述(1)及び(2)と同じ。	
(4)「原告記者の捏造は、a新聞の記事や社説によって事実として位置づけられ、広がっていった。」(甲7、42頁上段)	記述(1)及び(2)と同じ。	記述(1)及び(2)と同じ。	記述(1)と同じ。	記述(1)と同じ。	記述(1)及び(2)と同じ。	
(5)「改めて疑問に思う。こんな人物にはたして学生を教える資格があるのか、と。一体、誰がこんな人物の授業を受けたいだろうか。教職というのはその人物の人格、識見、誠実さをもって全力で当たるべきなのだ。原告氏は人に教えるよりも、まず自らの捏造について説明する責任があるだろう。」(甲7、42頁下段)	【主位的主張】 記述(1)及び(2)によって摘要されていいる事実が存在するのに、原告が、それらの事実を説明せずに、教職に従事し続けていること。 【予備的主張】 記述(1)及び(2)によって摘要されていいる事実が存在するのに、原告が、それらの事実をについて説明責任を果たしていないことを前提事実として、そのような人物には教員としての資格がないとの論評。	記述(1)及び(2)部分で主張したことによると、原告が職業倫理に反する非常に説明しない不誠実な人物であり、それにもかかわらず特に誠実な人格が求められる教職に従事している点で、あるべき倫理水準からの落差がいつも大きいとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	記述(5)は、本件記事Aが事実に反するものであり、その後に、そのことを示す事実関係が判明したにもかかわらず、追加・深掘取材をして記事の誤りの真摯な訂正と、その影響を抹除せず、教職に従事しようとしていることを前提事実とした被告乙1の評価を記載したものに過ぎない。	記述(1)で主張したことによると、原告が現在まで本件記事Aを訂正も説明もせずに、b大学で教員に従事し続けていたことが前提事実である。 そして、上記事実は、当事者間に争いがなく、真実である。	原告が意図的に虚偽の内容の記事を書いたことがないことは、これまで述べてきたとおりであり、上記摘要に係る事実は真実ではないし、被告乙1にそれを真実であると信ずるについて相当な理由があるともいえない。	

記述(甲8・乙1論文イ)	原告		被告乙1・乙3	原告		被告乙1・乙3
	摘要事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由		原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	
(1)「意図的な虚偽報道」(見出し) (2)「氏は、韓国の女子挺身隊と慰安婦を結びつけ、日本が強制連行したとの印象を読者に与えるものである。」 ①「原告氏は韓国語を操り、妻が韓国人だ。その母親は、慰安婦問題で日本政府を相手どつて訴訟を起こした『』の幹部である。」(甲8、135頁3段目) ②「原告は、本件記事Aにおいて、日本が女子挺身隊を強制連行したという事実がないことを認識しながら、意図的にかかる事実があったとの虚偽報道を行った。 ③「原告は、本件記事Aにおいて、韓国人である妻の母親が幹部を務めるが日本政府を相手どつて訴訟を支援する目的で、上記の虚偽報道を行った。	事実に基づく報道を使ふとするジャーナリストであり、ホームページ上で、從前から、日本が從軍慰安婦を強制連行した事実はないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。 ① 原告が、本件記事Aにおいて、女子挺身隊と從軍慰安婦が異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結びつける虚偽報道を行った。 ② 原告は、本件記事Aにおいて、日本が強制連行したという事実に反する報道を行った。」といふ客観的事実が摘示されているとみるべきであり、そもそも日本が女子挺身隊を強制連行した事実がないという事実が摘示されているとか、意図的にそのような事実があったとの虚偽報道を行った事実が読み取れるわけではない。 また、原告の執筆した記事の内容に関する記述である以上、原告の社会的評価は低下しない。 記述(2)イの部分は、「原告が韓国語に堪能であり、妻が韓国人である上、妻の母が慰安婦問題で日本政府を相手どつて訴訟を起こした『』の幹部である」という客観的事実が摘示されているに過ぎず、原告が主張するような原告の目的までが摘示されているとは読み取れない。またかかる記述によって、原告の社会的評価は低下しない。記述(2)ウの部分は、記述(2)ア及びイにおいて摘示されている事実を前提とした意見なし論評である。そしてかかる意見なし論評は、原告が行った報道内容に向けられたものであり、原告自身に向かれたものではないから、原告の社会的評価を低下させるものではない。 さらに、原告は、乙1論文イにおいて、原告が日本が女子挺身隊ないし從軍慰安婦を強制連行した事実がないことを認識しながら、意図的にかかる事実があったとの虚偽報道をしたとの事実が摘示されていると主張する。しかし、被告乙1及び被告乙3は、前記各論文にそのような事実が摘示されていることを争う。また、被告乙1は、そのような一般論を前提事実として論評や意見表明をしているわけではなく、e氏が女子挺身隊として連行された事実がないことを問題にしているのである。	乙1論文イの記述から、①ないし③の事実が摘示されているという原告の主張は争。記述(1)の見出しが、記述(2)ウにおける論評を抜き出して見出しそして、仮にそれらが真実でなかったとしても、そう信ずるについて、相当な理由があつたといふべきである。	被告乙1による論評は原告による報道内容に対する評価に必要な限度でされたものであつて、人身攻撃に及ぶなど意見なし論評の域を逸脱したものではない。 また、被告乙1及び乙3の主張する論評の前提事実は以下のとおりであり、それらは真実である。記述(1)及び(2)によれば、原告の主張するとおりの事実が摘示されているとしても、それらは真実である。仮にそれらが真実でなかったとしても、そう信ずるについて、相当な理由があつたといふべきである。	ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行つたことはない。 原告が本件記事Aを執筆する前から、「從軍慰安婦」について書かれた新聞、書籍等では、「挺身隊」「女子挺身隊」を「從軍慰安婦」を意味する言葉として用いていた。また、e氏から「從軍慰安婦」としての被害を抜き取った支援団体は、1990年11月、「j」という名称で団体を設立している。e氏自身が本件記事Aの発表後である1991年8月の記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていた。 これらの事実関係からすれば、本件記事Aは、事実に基づく報道であり、被告乙1が本件記事Aを虚偽の記事であるとするることは、客観的に誤りである。	イ 原告は、本件記事Aの「進行」とはだまされて連れて行かれたとの趣旨であると誤むのが自然であると主張するが誤りである。すなわち、「だまれた」と「進行」とが社会通念あるいは日常の用法からして両立しないことは、第三者委員会の報告書(乙1)17頁において指摘されているとおりである。また、原告は、本件記事Bの末尾において、「これまで韓国に戻った元慰安婦たちは、沈黙を続けていた。ところが、昨年六月、日本政府は強制連行に関する国会で「從軍慰安婦は民間業者が連れ歩いた」など軍や政府の関与を否定する答弁をし、その後も「資料がない」と繰り返してきた。こうしたニュースを聞いたeさんは、「自分が生き証人だ」と今年夏に、はじめて名乗り出した。」と記載し、日本政府による強制連行を否定する国会答弁を非難し、e氏を「生き証人」として「今年夏に、はじめて名乗り出した」ものとして紹介しているが、「今年夏に、はじめて名乗り出した」とは、本件記事Aのスクープを指すものである。	

記述(甲10・乙1論文エ)	原告		被告乙1・乙4		原告	
	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無		
(1)「若い少女たちが強制連行されたという報告の基になったのが『a新聞』の原記者(すでに退社)の捏造記事である。」(甲10、142頁2段目) (2)「原告氏は慰安婦とは無関係の女子挺身隊という勤労奉仕の少女たちと慰安婦を結び付けて報じた人物だ。」(甲10、142頁2段目)	新聞記者であった原告が、真実を報じるべきであるという職業倫理に反した人物であるとの印象を読者に与え、社会的評価を低下させる。	乙1論文エが掲載された週刊(c)は経済雑誌であるから、当該雑誌の読者は必ずしも本件記事Aに関する問題に精通しているとは限らない。したがって、当該雑誌の一般読者は、記述(1)と同(2)を分解して、それぞれ、別々の事項を述べていると理解するのが普通の読み方と考えられる。 そうすると、記述(1)だけでは「捏造」の対象は不明であり、抽象的であるから、原告の社会的評価は低下しない。記述(2)だけでは、原告が、無関係の2つの事項を結び付けたといいだけのことであるから、原告の社会的評価は低下しない。 仮に、記述(1)と同(2)を関連付けて、原告が「慰安婦とは無関係の女子挺身隊という勤労奉仕の少女たちと慰安婦を結び付けるという捏造をした」としても、その日時、紙面、前後の脈絡は不明であり、抽象的であるから、やはり、原告の社会的評価は低下しない(なお、後述するおり、原告が、e氏の証言の録音テープ(以下「本件録音テープ」という。)に録音されていることを勝手に書いたのであれば、原告が慰安婦と女子挺身隊とが無関係なものであることを知っているようが知りたいが、それは「捏造」にはならないから、原告が主張するように「原告は慰安婦と女子挺身隊とが無関係であることを知りながら」という部分は摘示事実ではない)。 以上のことより、記述(1)及び同(2)の内容は抽象的に過ぎ、事実なのか意見・論評なのか判断とはしない。 しかし、乙1論文エの内容も踏まえて解釈すれば、記述(1)及び同(2)の趣旨は、①裏取りもせずに、事実に反した本件記事Aを執筆し、②その後、反省や謝罪を述べない原告の態度を批判して、「捏造」という意見・論評を述べたと解するのが妥当である。 具体的には、以下の事実が前提とされている。 ア 原告は、平成3年8月10日、ソウルにおいて、本件録音テープを聞いた。 イ 以下の事情からすれば、本件録音テープに「女子挺身隊の名で戦場に連行された」との発言が存在しない可能性は非常に高い。 (ア) 平成3年8月15日付け「(1)新聞には、「生活が苦しくなった母親によって14歳の時に平穏にあるキーセンの検査に売られていった。3年間の検査生活を終えたeさんが初めての就職だと思って、検査の義父に連れられていった。」との記載があり(乙2)、「女子挺身隊の名で戦場に連行された。」との記載はない。 (イ) e氏に係る「弁護団聞き取り要旨」には、1939年、同原告が17歳(数え)の春、同原告の住む町内の区長から、『そこへ行けば金儲けができる。』と説得され、同町内からもう一人の娘(=といふ名だった)と共に出稼ぎに行くことになったとの記載があり、「女子挺身隊の名で戦場に連行された。」との記載はない。 (ウ) 原告は、本件録音テープを一度も公にしたことがない。 (エ) 原告は、平成3年8月11日、本件記事Aにおいて、「『女子挺身隊』の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人慰安婦』との記載をした。 (オ) 原告は、平成3年11月25日、ソウルにおいて、弁護団によるe氏の聞き取り調査に出席した。 (カ) 原告は、遅くとも、本件記事B(1991年12月25日付け記事)を執筆したときまでに、e氏が「母親によってキーセンに売られた」、「検査の義父に連れられて中国へ渡った。」という事実を認識しながら、本件記事Bにおいて、それを訂正しなかった。 (キ) 原告は、a新聞社が「(吉田清治なる者が)済州島で慰安婦を強制連行したとする証言は虚偽だと判断し」た平成26年8月5日までに、「女子挺身隊の名で戦場に連行された。」との記事を訂正しなかった。 (ク) 原告は、被告乙1が、乙1論文エを執筆した平成26年9月初め頃までに、裏取りもしないで真実に反する本件記事Aを執筆したことについて、反省や謝罪を述べなかった。	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	被告乙1・乙4の主張に対する反論	ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。 原告が本件記事Aを執筆する前から、「従軍慰安婦」について書かれた新聞、書籍等では、「挺身隊」「女子挺身隊」を「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いていた。また、e氏から「従軍慰安婦」としての被害を聞き取った支援団体は、1990年11月、を設立しているし、e氏自身が本件記事Aの発表後である1991年8月の記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていた。 これらの事実関係からすれば、本件記事Aは、事実に基づく報道であり、被告乙1が本件記事Aを虚偽の記事であるとするることは、客観的に誤りである。 イ また、被告乙1が、原告が本件記事A及び本件記事Bを執筆した平成3年当時の日本における新聞記事や、e氏が初めて被害を名乗り出した頃の韓国国内の報道を確認ないし調査をすれば、「挺身隊」の用語が「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いられたことは、容易に判明したはずである。 そうすると、被告乙1は、基礎的な調査もせずに、原告が「挺身隊」と「従軍慰安婦」が全く無関係であるのに敢えて結びつけたと意図的に報じた、あるいは、少なくともそのように誤信したことになるから、被告乙1には、上記摘示事実を真実と信じるに足りる相当な理由があったとはいえない。 ウ 原告は、e氏が親に売られて慰安婦になったという事実を聞いていないから、この点も真実ではない。 また、被告乙1は、何らの根拠もなく、原告が、e氏が親に売られた事実を知りながら、敢えてそのことを書かなかつたと断定しているのであるから、上記摘示に係る事実を真実であると信ずるについて相当な理由があるともいえない。

記述(甲11・乙1論文才)	原告		被告乙1・乙4		原告
	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	
「ならば捏造かと考えるのは当然である。原告氏が捏造でないと言うのなら、証拠となるテープを出せばよい。そうでもない限り、捏造と言われても仕方がない。」(甲11、132頁3段目)	かかる記述を、被告乙1が著名なジャーナリストであり、ホームページ上で、從前から、日本が「従軍慰安婦」を強制連行した事実はないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。「原告は、記事にしたe氏が実の母親にキーセンに売られた女性であり、真実は女子挺身隊と無関係の人物であることを知りながら、その事実を隠して、e氏を女子挺身隊の名で戦場に連行された人物であるという真実と異なる報道を行った」との事実の摘示	新聞記者であった原告が、真実を報じるべきである。また、「捏造」だけでは、抽象的に過ぎ、原告の社会的評価は低下しない。	記述には、「捏造」の対象が記載されておらず、原告が主張する摘示事実を導くことはできない。また、乙1論文才において原告が問題視する記述の前には、「なぜ原告氏が挺身隊の名の下で彼女が連行されたと書いたのかと、疑問を抱くのは当然である。彼女は原告氏にだけ挺身隊だと言ったのか。」との記載と前記記述を合わせて読めば、前記記述の核心は、「捏造だと言われても仕方がない。」との部分であり、「仕方がない」か否かは、証拠によって決せられない意見・論評である。そして、その前提事実は、乙1論文才における「被告乙1・被告乙4」「原告の主張に対する反論」あるいは「原告は、被告乙1が乙1論文才を執筆した平成26年10月初旬頃までに裏取りもしないで真実に反する本件記事Aを執筆したことについて、反省や謝罪を述べなかった。」というものである。	論評の前提事実は、いずれも真実である。仮に、記述①及び同②から、原告が主張する事実が摘示されていると理解しても、論評の前提事実として摘示した事実関係からすれば、摘示されている事実は真実であるといえし、そうとまでいえなくとも、そう信じるにつけ相手方に説明するに足りる相当な理由が存在しているといえる。	ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。

	原告		被告乙1・乙4		原告	
	記述(甲12・乙1論文力)	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	被告乙1・乙4の主張に対する反論
「慰安婦と女子挺身隊を一体のものとして捏造記事を書いた原告・a新聞元記者」(甲12、118頁2段目)	かかる記述を、被告乙1が著名なジャーナリストであり、ホームページ上で、従前から、日本が「従軍慰安婦を強制連行した事実はないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。「原告は慰安婦と女子挺身隊とが無関係であることを知りながら、慰安婦と女子挺身隊とを結びつけて両者は同じものであるという真実と異なる事実をあえてちちあける報道を行った」との事実の摘示	新聞記者であった原告が、真実を報じるべきであるという職業倫理に反した人物であるとの印象を読者に与え、社会的評価を低下させる。	記述には、「捏造」の対象が記載されておらず、原告が主張する摘示事実を導くことはできない。また、「捏造」だけでは、抽象的に過ぎ、原告の社会的評価は低下しない。 乙1論文力においては、「私の主張は先週の小欄に書いた通りだ。」との記載があり、先週の小欄とは乙1論文才のことと指すから、乙1論文才の法的評価は、乙1論文才の法的評価に吸収される。	乙1論文才と同じ。	<p>ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。</p> <p>原告が本件記事Aを執筆する前から、「従軍慰安婦」について書かれた新聞、書籍等では、「挺身隊」、「女子挺身隊」を「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いていた。また、e氏から「従軍慰安婦」としての被害を聞き取った支援団体は、1990年11月、「J」という名称で団体を設立しているし、e氏自身が本件記事Aの発表後である1991年8月の記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていた。</p> <p>これらの事実関係からすれば、本件記事Aは、事実に基づく報道であり、被告乙1が本件記事Aを虚偽の記事であるとするることは、客観的に誤りである。</p> <p>イ また、被告乙1が、原告が本件記事A及び本件記事Bを執筆した平成3年当時の日本における新聞記事や、e氏が初めて被害を名乗り出た頃の韓国国内の報道を確認ないし調査をすれば、「挺身隊」の用語が「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いられたことは、容易に判明したはずである。</p> <p>そうすると、被告乙1は、基礎的な調査もせずに、原告が「挺身隊」と「従軍慰安婦」が全く無関係であるのに敢えて結びつけたと意図的に報じた、あるいは、少なくともそのように誤信したことになるから、被告乙1には、上記摘示事実を真実と信じるに足りる相当な理由があったとはいえない。</p> <p>ウ 原告は、e氏が親に売られて慰安婦になったという事実を聞いていないから、この点も真実ではない。</p> <p>また、被告乙1は、何らの根拠もなく、原告が、e氏が親に売られた事実を知りながら、敢えてそのことを書かなかつたと断定しているのであるから、上記摘示に係る事実を真実であると信するについて相当な理由があるともいえない。</p>	